

(参考資料)

行動援護を行うための要件について

「行動援護」を提供するためには、当該事業所に以下の資格要件を満たす従業者（ヘルパー）及びサービス提供責任者を配置することが必要です。

1 サービス提供責任者の資格要件について

A表のいずれかの資格を有し、B表の職種に通算1825日（5年）以上就労かつ900日以上、介護等の業務に従事した経験を有すること。

2 従業者の資格要件について

A表のいずれかの資格を有し、B表の職種に通算730日（2年）以上就労かつ360日以上、介護等の業務に従事した経験を有すること。

A表

ア	介護福祉士
イ	介護保険法上の「介護職員養成研修」の介護職員基礎研修課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
ウ	「居宅介護従業者養成研修」の1級課程又は2級課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
エ	平成15年2月22日以前に、介護保険法上の「訪問介護員養成研修」の1級課程又は2級課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
オ	「行動援護従業者養成研修課程」（従前の「知的障がい者外出介護従業者養成研修」等、当該研修の課程に相当する研修の課程を含む）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

B表 知的障がい者・知的障がい児・精神障がい者に対する直接支援業務

施設・事業種別	職種
知的障がい児施設・自閉症児施設・知的障がい児通園施設	・保育士 ・介助員 ・介護等の業務を行う看護助手
重症心身障がい児施設・重症心身障がい児（者）通園事業を行う施設	
重症心身障がい児施設の委託を受けた国立療養所等の医療関係（指定国立療養所等）	
児童居宅介護事業（知的障がい児に限る）	・ホームヘルパー ・ガイドヘルパー
知的障がい者更生施設・知的障がい者授産施設・知的障がい者短期入所事業を行う施設	・生活指導（支援）員、介助員等のうち、専ら介護等の業務を行う職員 （生活支援員、作業指導員等）
知的障がい者デイサービスセンター・知的障がい者デイサービス事業を行う施設	
知的障がい者通所援護事業を行う施設（全日本手をつなぐ育成会から助成のあるものに限る）	
知的障がい者居宅介護事業	・ホームヘルパー ・ガイドヘルパー

※ 上記以外の精神障がい者支援については、障害者自立支援法の施設・事業所となった日以降のみが、実務経験の対象となります。

経過措置について

1 サービス提供責任者

行動援護従業者養成研修課程を修了した者にあつては、実務経験3年以上を有することで足りる。
(平成27年3月31日までに限る)

2 従業者

行動援護従業者養成研修課程修了者に限り1年以上2年未満の実務経験しか有していない者も従業を可能とする。ただし、報酬については所定単位数の100分の70を算定することになります。